

「安全衛生推進者」養成講習のご案内

—法令に基づく養成講習・修了証を発行—

一般社団法人 新宿労働基準協会

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、工業的業種にあつては「安全衛生推進者」を選任しなければならないとされています。

「安全衛生推進者」が、労働災害や健康障害の防止について、具体的な職務を担うことを考えますと、法定の講習を受講した「安全衛生推進者」を選任し、安全衛生管理体制の一翼を担っていただくことは、益々重要なものとなっています。

つきましては、「安全衛生推進者養成講習」を下記により実施いたしますので、関係従業員の受講について、ご案内申し上げます。

なお、講習1日目の労働衛生関係は、衛生推進者養成講習と合同で実施します。

記

1 講習日時・会場

講習名	講習日時・内容	会場
2019年度 第1回安全衛生 推進者養成講習	2019年7月10日(水)～11日(木) 1日目 9:35～16:10 (労働衛生関係) 2日目 9:40～16:10 (安全関係)	「BIZ新宿」(地図裏面) 新宿区西新宿6-8-2

2 受講料

安全衛生推進者 12,450円 (税込・テキスト代込)

3 受講申込

受講申込書に記入の上、(一社)新宿労働基準協会へFAXしてください。

4 申込及び振込期日・定員

2019年7月3日(水) 定員 60名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 (社)新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

振込人名の前に、講習会月日をご記入下さい(例0710 ○○カイヤ等)

6 その他

(1) 申込み取消しは、7月3日(水)までをお願いします。

それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。

(2) 受講者には、講習の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。

(3) 講習会の受付時間は、1日目 9:00～9:30

2日目 9:00～9:30 です。

(4) 講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習日には、受領の認印をご持参ください。

7 安全衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、林業、鉱業、ガス業、水道業、熱供給業、自動整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、旅館業、ゴルフ場業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種(卸売業、小売業、金融業、保健衛生業、飲食店、ビルメンテナンス業、警備業、企業本社)

「講習会場」 BIZ新宿 新宿区西新宿6-8-2

h p



第1回安全衛生推進者 受講申込書 (2019年7月10日~11日開催)

事業場名		TEL	
所在地	〒	担当者	
フリガナ 1受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
住所	〒		
フリガナ 2受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
住所	〒		

提出先 (一社)新宿労働基準協会 FAX 3366-8865 TEL 3366-4737

※本件個人情報、本講習会のみで使用させていただきます。

その他の講習は、ホームページをご覧ください。http://kyokai.sinjuku-roudou.org